

「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書講習会」における質問及び回答

11 月 4 日改訂

この質問及び回答は、平成 20 年 2 月から 3 月にかけて、全国 7 都市延べ 9 会場（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）にて開催した、「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書講習会」において、受講者の方から寄せられました質問を内容別に整理し回答したものです。

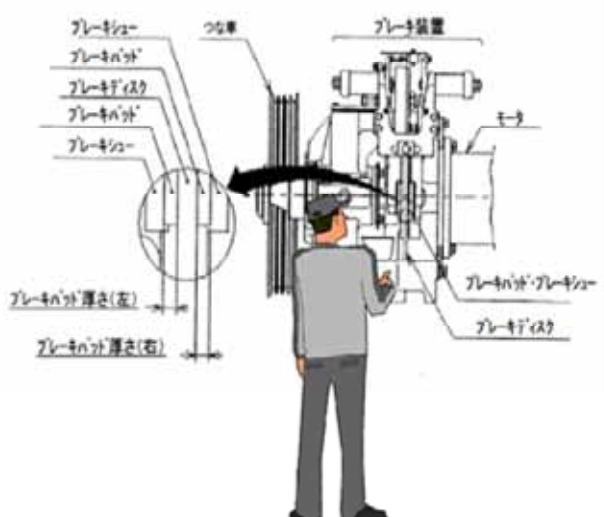
なお、次の方針により作成しております。

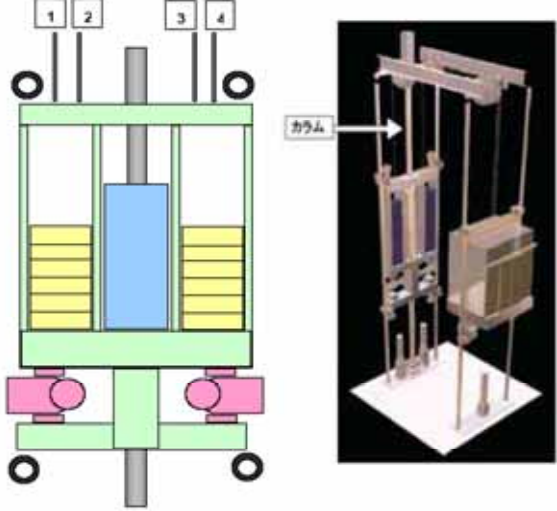
1. 同じ趣旨の質問は整理し、回答しております。
2. 昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書に基づき、定期検査を実施するうえで、参考となる質問について回答しております。
3. 昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書に直接関係がないと思われる質問については、掲載しておりません。
4. 質問及び回答欄に記している掲載ページは、「講習会テキスト」、「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書（2008 年版）」とも同一ページです。

区別	質問 種別	質問	回答
共通	報告書	定期検査報告書について、前回の検査結果を見直したところ、記載に誤りが発見されたが、次回の報告ではその訂正をどのように記載すればよいのでしょうか。	誤りが見つかった時点で、行政庁・地域関係団体へご相談下さい。
共通	報告書	定期検査報告書第二面「3.その他の検査者」欄において、「補足：(その他の検査者)が(代表となる検査者)と同一の勤務先の場合、「ニ」「ホ」「ヘ」「ト」は省略しても構いません。」とありますが、空白でよいのでしょうか。	「記入漏れ」と区別するため、「上に同じ」等として下さい。
共通	報告書	不具合報告(第三面)が必要なものの、「維持保全作業で覚知した不具合」とありますが、具体的にどの程度までの不具合を示すのでしょうか。消耗部品の交換なども含めるのでしょうか。	建築基準法施行規則に定める様式(第36号の3様式及び第36号の3の3様式)の(注意)及び講習テキストP44を参照下さい。なお、異常に至る前の消耗品の交換は含みません。
共通	報告書	国交省、昇降機センター等各協会より報告書様式はインターネットにてダウンロード(EXCEL・WORD等)等で公開していただけるのでしょうか。	国土交通省のHPや(財)建築行政情報センター(ICBA)において省令・告示により定められた報告様式を掲載しています。 ・国土交通省 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/teikihoukoku.html ・ICBA http://www.icba.or.jp/shinprodl/dl/teikihoukoku/H20teihouyoushiki.html
共通	概要書	定期検査報告概要書の注意書では、「(定期検査報告書)第二面に指摘があった昇降機(遊戯施設)のみ作成し…」とありますが、「要是正の指摘あり(既存不適格)」となった場合でも概要書の二面は必要でしょうか。	必要です。
共通	概要書	定期検査報告書第二面で指摘があった場合のみ概要書第二面を作成することとなっていますが、「6.検査の状況」は「指摘なし」、「7.不具合の発生状況」は「有」の場合であっても概要書第二面は作成不要となるのでしょうか。	不要です。
共通	報告書・概要書	定期検査報告書(概要書)第二面の「2.検査日等」の「ハ.前回の検査に関する書類の写し」とは、どのような書類を添付すればよいのでしょうか。	前回の定期検査に関する書類写しの有無を確認し、チェックするものであり、前回検査関係の書類を添付するものではありません。
共通	検査結果表	検査結果表の右端にある「担当検査者番号」は何を記入すればよいのでしょうか。	資格者を特定できる番号や記号を記入して下さい。
共通	検査結果表	検査結果表で該当する項目がない場合の抹消方法は、横線か斜線による取消線で抹消することでしょうか。	横線でも斜線でも構いません。また、抹消する検査項目が連続している場合は、まとめて斜線で消しても構いません。なお、取消線は番号欄から担当検査者番号欄まで引いて下さい。
共通	検査結果表	検査結果様式等の記入方法が複雑になっていますが、ページ数が増えてもかまわないと思うので、記入枠を大きくできないのでしょうか。	記入枠を大きくしても構いません。
共通	検査結果表	検査結果表で、現在摩耗量や現在直径等の記載が必要な項目において、測定箇所が複数ある場合、それらの最小値又は最大値を記載すればよいのでしょうか。	検査結果表には最も摩耗が進行しているもの(最も状態の悪いもの)の値を記入して下さい。なお、検査結果表に記入しなかったものも含めて測定結果すべてについて保存しておくことが重要です。
共通	検査方法	「製造者が検査方法を指定しているもので製造者設計基準値と比較して判定する検査事項」とありますが、製造者データが直接入手できない場合、どのように検査を行えばよいのでしょうか。	所有者等を通じて製造者から検査に必要な情報を入手して下さい。
共通	判断基準	判断基準で、製造者が判断基準の基準値を定めている場合と定めていない場合を想定している検査事項がありますが、どちらを採用すべきでしょうか。	製造者が判断基準の基準値を定めているか否かを調べ、定めている場合は製造者の定める基準値で判定し、定めていない場合は告示の判断基準に従って判断することとなります。
共通	判断基準	「安全に係わるもので、かつ、劣化・損傷が安全性に影響を及ぼす項目について、原則として3段階で判定」と書かれていますが、それ以外の項目についても所有者に交換の必要性を理解してもらうため、「B:要重点点検」の判定とすることは可能でしょうか。	平成20年国土交通省告示第283号の判定基準において、「要重点点検」の判定基準が無い項目は「指摘なし」「要是正」の2段階で判定することとなりますが、この場合、所有者に交換の必要性等注意喚起したいときは「特記事項」欄に特記すべき事項としてその旨記入してください。
共通	写真	使用するカメラはデジタルカメラでもよいのでしょうか。その場合、画素数の制限はありますか。また、現場名、日時等の看板は必要でしょうか。	カメラの種類は問いません。カラー、白黒、画素数の制限はありませんが、ピンボケ等により主索・パッド等の状態が確認できないものは、避けて下さい。 また、必ずしも看板を設置して写真を撮影する必要はないものと考えます。
共通	写真	主索及びブレーキパッドは検査台数すべて撮影でしょうか。また、要重点点検又は要是正でなくとも写真を添付するのでしょうか。	写真は号機単位に必要です。要重点点検又は要是正に判定されていなくても写真添付が必要です。複数あるものについては最も摩損したものの写真を添付して下さい。
共通	写真	主索の写真は、摩損した寸法が分かるようにノギスをあてた写真が必要ですか。	主索の状態を目視で撮影するための写真なので、必ずしもノギスを当てて写真撮影を行う必要はありません。

区別	質問種別	質問	回答
共通	写真	ブレーキパッドの写真撮影は、ドラム式の場合のみでしょうか。また、ブレーキパッドの写せないものはよい、となっていますが、部位全体として写真を貼り付けるべきでしょうか。	ブレーキの構造上又は設置状況により撮影が不可能な場合は、撮影が不可能であることが確認できる当該ブレーキの構造図、ブレーキの外観を撮影した写真等を添付して下さい。ブレーキパッドの写真撮影は、ドラム式に限らず全てのものが対象です。
共通	写真	添付の写真は、様式に直接プリントしてもいいでしょうか。	方法は問いません。
共通	写真	客先にてカメラ持ち込み禁止の現場の場合、写真添付は免除されないのでしょうか。	写真添付も含め、定期検査の結果に係る資料の特定行政庁への提出は、所有者・管理者の義務であることを説明し、所有者・管理者立ち会いのもと撮影を行う等、所有者・管理者の理解が得られる方法により写真撮影を行い添付して下さい。
共通	その他	資格者が少人数の場合、実際に定期検査を資格を持っていない者が検査をした場合は、検査をしたとなり得るのでしょうか。	定期検査は定期検査の資格を有している者が行わなければなりません。資格を有していない方はあくまでも検査の補助者という立場で検査を行うことになります。
共通	その他	昇降機検査資格者以外の者(電気技術資格者等)が電気測定した場合は、検査結果表に記入できますか。	
共通	その他	JIS(検査標準)との関係をご教示下さい。	定期検査は、告示に定められたものにより行うことになります。
共通	その他	報告書と検査結果表がバラバラになっても分かるよう、整理のため、それぞれ共通の番号や記号をつけてもいいのでしょうか。	定期検査報告を確実に行うための目的で、地域法人、定期検査資格者等が、報告様式の余白を活用し、昇降機の識別のため等に記号等を記載することは差し支えありません。
昇降機	報告書	定期検査報告書(昇降機)第二面「5. 昇降機の概要」の「二、用途等」において、乗用で人荷共用でもあり非常用でもある場合はどのように記載すればよいのでしょうか。	該当する項目すべてに「レ」マークを記入して下さい。
昇降機	報告書	定期検査報告書(昇降機)第二面5. 昇降機の概要「ロ、種別」及び「ハ、駆動方式」で、段差解消機の記入方法を教えてください。	【ロ、種別】のエレベーターに「レ」マークを記入し、【ハ、駆動方式】においては、該当する駆動方式に「レ」マークを記入して下さい。
昇降機	報告書	大臣認定を受けているものは、認定番号の記入が必要です。記入が必要であればどこに記入するのですか。	平成20年国土交通省告示第283号の施行後に大臣認定を受けた装置等は、定期検査報告書(昇降機)第二面の備考欄に大臣の認定を受けた部分(構造上主要な部分、制動装置等)及び認定番号を記入してください。
昇降機	報告書	検査結果表で、前回は指摘なしのもので、主索やブレーキなど取替により前回の測定値を大きく変わることがあると思いますが、その際は特記欄に取替えの旨を記載するべきでしょうか。	検査結果表の特記事項欄に特記すべき事項として記入をお願いします。なお、異常音、異常振動等不具合に起因して交換した場合は、定期検査報告書第三面及び定期検査概要書第二面「7. 不具合の状況」欄にも記入して下さい。
昇降機	報告書	定期検査報告書(昇降機)第二面の「7. 不具合の発生状況」については、利用者の不注意によるものは記入不要と聞きましたが、扉ぶつけ等によるエレベーター停止の場合も記入する必要はないということでしょうか。	扉ぶつけ等により機器の改善(変形の手直し等)があった場合は、記入する必要があります。
昇降機	検査結果表	検査結果表の注意書きで、平成20年国土交通省告示第283号第1第2項で「第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加」とありますが、告示283号の施行前に大臣認定を受けた装置の別記様式への記載は、「上記以外の検査項目」に記載すれば良いでしょうか。	平成20年国土交通省告示第283号の施行前に大臣認定を受けた装置等の大臣認定番号、検査の項目及び事項を「上記以外の検査項目」等に記入する必要はありませんが、特定行政庁等から記載方法が示されている場合は、それに従ってください。
昇降機	検査結果表	昇降機検査結果表の昇降機番号とは、何の番号を記入したらよいのでしょうか。	定期検査報告書(昇降機)第二面5欄の番号と同一のものを記入してください。
昇降機	既存不適格	講習テキストP42～43のエレベーターの「既存不適格」の記述は「ロープ式」と「油圧」のみとなっています。「リニアモーター式」、「機械室なし」には、原則的・構造的に「既存不適格の該当項目はない」との解釈でよろしいでしょうか。	講習テキストにおいては「ロープ式」と「油圧」を代表例として掲げました。従って、リニアモーター式であっても機械室なしであっても既存不適格となる可能性があります。
昇降機	既存不適格	エスカレーターにおいて、転落防止柵、進入防止柵及び踏み段浮き上り検出装置等法的義務のない安全装置が検査項目となっていますが、未設置のものは既存不適格となるのでしょうか。	転落防止柵・進入防止柵等は法令上の設置規定はありません。安全性の観点から、設置してある場合の検査項目です。未設置の場合、検査の項目には該当しないことから既存不適格にはなりません。また、設置されているものの検査の結果、本告示に適合しないものについては、運用上、既存不適格と同様の取扱いとして下さい。該当項目は以下のとおりです。 ・5. 2 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 ・5. 3 落下防止網 ・5. 4 踏段上直部の障害物 ・5. 5 可動警告板 ・5. 7 登り防止用仕切板
昇降機	既存不適格	昇降機の耐震対策のない場合、以前の検査表では、抹消し「し点」としていましたが、改正後の検査結果表はどのようなのでしょうか。	検査結果表の該当する検査項目の要正欄及び既存不適格欄に○印を付けてください。

区別	質問種別	質問	回答
昇降機	既存不適格	昇降機で、乗場戸遮煙構造について、基準書に記載のあるとおり昇降機検査資格者が既存不適格であるか否かの判断をする内容ではないので、報告書においては乗場戸が遮煙構造のものとして取り付けられているものの良否について判断するのみに留めていただきたい。また、特殊建築物の検査等で判明したとしても特殊建築物の定期報告でフォローすべき内容であり、昇降機側では関与しないものでよいものに思いますが、今回どのような理由で取り上げる形となったのでしょうか。	告示に従い検査をお願いします。なお、従来から昇降機の検査標準(JIS A 4302)の検査項目であり今回追加したものではありません。
昇降機	機械室	昇降機の機械室内に荷物が有り片付けるよう所有者・管理者に指示するが、片付ける意志がない場合、改善予定日の記入ができないがどのようにすればよいでしょうか。	指摘事項の改善予定がない場合は、改善予定日は記入せず、所有者等に改善の意思がない旨を特記事項として記入し提出してください。
昇降機	かご室	昇降機で「3.かご室(8)操縦機」とは何でしょうか。	かご呼びボタンが無く、その代わりに専用の操縦機(カースイッチともいう)でかごの起動や停止を行うものです。
昇降機	かご室	昇降機の、「3.かご室(1)かご室の周壁、天井及び床」の検査において、トラंकについての検査事項がありませんが、検査は不必要であると判断しても良いのでしょうか。	トラंक付きにあっては、トラंकの扉の状態も同様に検査する必要があります。扉の施錠装置の状況、扉の取付け状況を確認し、容易に扉が開く場合、扉の取付けが確実でない場合、扉が無い場合は、かご室の周壁の検査項目のかご室の構造及び設置の状況の検査事項の判定を要正として下さい。
昇降機	絶縁測定	ヒューズが整流回路の1次側(直流回路の1次側)となる場合、測定対象となりますか。対象となる場合その理由を教えてください。 絶縁測定を除く回路として、直流回路において1次側と2次側が電氣的に分離され、2次側が接地されており、非接地側にヒューズを設けてある回路(直流60V以下)の事例が示されています。整流器1次側にヒューズを設けたものは、接地側あるいは非接地側の判断ができませんが、どのような問題がありますか。	地絡時にヒューズ遮断できる構成であれば、測定不要の要件に該当します。 “非接地側にヒューズを設けること”の目的は、地絡時にヒューズに確実に地絡電流が流れ、ヒューズ遮断できる回路例を示したものであり、同等の機能があれば要件に合致すると判断されます。この考えは、単相、三相ともに同じです。 絶縁抵抗測定の目的は、(1)感電による人体への危害防止、(2)漏電による設備への損傷防止です。これと等価な条件としてヒューズ挿入の規定を設けています。
昇降機	制御盤	絶縁に関して、制御盤の絶縁測定検査の検査結果は電動発電機主回路、電動機主回路、制御回路等について記載することになっていますが、照明回路の絶縁測定はしなくて良いのでしょうか。	従来は、発・電動機主回路、制御回路、信号回路、照明回路に区分した書式でしたが、現在はマイコン制御が採用され、昇降機においては従来の回路用途による区分では制御回路と信号回路の区分が分からないものがあることを踏まえ、用途区分から電圧区分に変更したものであり、従来通り照明回路及び信号回路の絶縁測定も必要です。 また、受電盤のメインブレーカーから制御盤に接続された回路の絶縁測定結果は制御回路等の電圧区分に従って記入して下さい。なお、各電圧区分に対応して記入する値は絶縁測定の結果で一番低い値を記入してください。
昇降機	ブレーキ	巻上機のブレーキ保持力の状況について「イ」、「ロ」、「ハ」の検査方法を適用する場合、初期として125%負荷を積載した状態でかごを保持できることを確認した後とありますが、必ず負荷を載せなければならないのでしょうか。また、通常負荷試験は110%と思いますが、なぜ125%なのでしょう。	初期値を確認するために、125%の負荷を載せ確認する必要があります。ただし、技術的根拠のある方法で換算したイロハの基準がある場合は必ずしも125%の負荷を乗せる必要はありません。 負荷試験とブレーキの保持力の検査は違います。保持力は平成12年建設省告示第1429号第1第2号で定められています。
昇降機	ブレーキ	荷物用エレベーターの場合、積載荷重の1.5倍のテストウェイトが必要でしょうか。	平成12年建設省告示第1415号第2の規定によるものは積載荷重の1.5倍の保持力があることを確認する必要があります。
昇降機	ブレーキ	ブレーキ保持力の検査で、初回実施(積載荷重の125%を積んで滑らないことを確認した後、イ、ロ、ハのいずれかを行い初期値の確認をする)、2回目以降は、確認した値が明らかな場合にその値を満たすことを確認しても良いと説明を受けましたが、具体的に2回目以降の許容範囲は無いのでしょうか。古いエレベーターなど、着床にブレーキを使用しているものは前回と同じ値ではないと思われます。パッドが機械部品であり、摩耗品である以上昨年と同じ、あるいは昨年の数値以内になるということは、理論上無いと思われます。許容に関する記述がありませんが、例えばスライド距離であれば1mmでも初期値を超えていたら要正と判定しなければならないのでしょうか。過積載は完了検査時に行っているかと思いますが、その際のデータを引き継ぎ比較するといった方法の方がスムーズではないのでしょうか。	2回目以降の判定基準値で緩やかな方向への許容範囲は基準を下回るおそれが高いので設定できません。また、完了検査時は、ブレーキの保持力が法を満たしていることを確認しますが、その後に告示の検査方法のイロハの基準値を確認するものではありません。
昇降機	ブレーキ	ロープ式エレベーター・機械室(十四)ブレーキの保持力で、①(イ)のトルクのかける方向は、正逆方向でしょうか②検査結果と技術根拠のある方法で換算した値と比較する場合(二)の125%の積載試験の作業は省いてもよいのでしょうか。	トルクをかける方向は、「二」で保持力を確認した後に無積載時の「イ」を確認した時の方向、技術的根拠のある方法で換算した時の条件によるものであると考えます。 検査方法に示されている「イ」「ロ」「ハ」の何れかで確認した場合は、「二」を行う必要はありません。

区別	質問種別	質問	回答
昇降機	ブレーキ	講習テキストP237の表中の「保守を行う場合に立つ位置から見た時の位置」とは？	ディスクブレーキの保守を行う場合に巻上げ機に取付けられたブレーキに向かって立った位置から見た時のことをいいます。 
昇降機	ブレーキ	ブレーキパッドの残存厚み状況で、直接パッドを測定できない構造のため、メーカーが基準にしているギャップ寸法値を参考にして許容範囲を超えていれば既存不適格にしてよろしいでしょうか。また、検査結果表にはどのように記載すればよいでしょうか。	4/1以降に適用される製造者が指定する検査方法及び判定基準に従って検査して下さい。その場合に、製造者が定める判定基準を満たさないものは、「既存不適格」ではなく「要重点点検」又は「要是正」となります。 検査結果表については、パッドの残存厚みの値で判定するものは(イ)、それ以外のもの(パッドとドラムのすき間の値、基準の限界を示すマーク等)で判定するものは(ロ)に記入して下さい。なお、パッドとドラムの隙間等、値で判定するものは、検査時に確認した値を右の欄に記入して下さい。
昇降機	ブレーキ	検査結果表で、ブレーキの残存厚みの製造者基準を記入する場合、製造者の基準が例えば、5mm未満を要重点点検と定めている場合、要重点点検となる基準値として「5」と記入すると、5mmは本来指摘なしである。このような基準は、検査結果表にどの様に記載すれば良いか。	検査結果表の記入は、製造者が定めるパッドの残存厚みの値の基準が例えば、5mm未満と定めている場合は、(イ)に「5未満」と記入して下さい。「綱車及び巻胴」の(イ)の記入方法も同じ考えで記入して下さい。同様に製造者の基準が〇〇以上、以下又は超えなどとなっている場合は、判定の基準が分かる様に記入して下さい。
昇降機	ブレーキ	ブレーキパッドの残存厚みの状況、つり合おりの底部すき間の状況で前回検査の値が分からないときの「要重点点検」の検査判定はどうしたらよいでしょうか。	前回検査時の値が分からない場合は、「要重点点検」と判定してください。 所有者等には、検査報告制度が改定されたことから改正後の初年度で前回検査時の値が分からないものは「要重点点検」の指摘をすることを説明し、日常の保守点検で重点的に点検することの理解を求めることも必要です。また、竣工後の初年度の検査を行う昇降機にあっても「要重点点検の指摘あり」となることも考えられます。初めての検査では昇降機の使用状況による機器の状態を確認する意味からも必要であることを説明することが重要です。
昇降機	ブレーキ	インバーター式ではパッドは摩耗しないので基準値()mmでよいのでしょうか。	制御方式に関わらず製造者設計基準値と比較して判定するものについては、基準値を記入してください。
昇降機	主索	主索の素線破断で、平均破断と集中破断がある場合はどちらを最も摩損した主索とすべきでしょうか。	個々の主索の状態にもよりますが、一般的には平均破断に比べ集中破断の方がストランド切れが発生することが高いと考えられますので、集中破断のものを報告してください。
昇降機	主索	主索の径に係わる判断基準で、「イ」及び「ロ」の標記が「%」の数値以外は同じですが、「イ」の摩耗していない部分とは主索の公称直径と解釈してよいのでしょうか。公称直径という言葉は使えないのでしょうか。	公称径ではなく、摩耗していない部分の直径を測定してください。
昇降機	主索	主索の径「ロ」に関して、綱車に掛からない未摩損部分の主索径を元に摩損部の径で判断することになるようですが、設置した積載量の小さい油圧エレベーター等では、設置時より2～3年経過するまで公称直径12mmワイヤの未摩損部が実測で12.2～12.5mmあるものがあり(主索メーカーより購入時点でテンションをかけたものを購入しても、実測数値は公称直径を上回っているのが現状です。)、この実測値を元に92%を割り出すと11.3～11.5mmで使用限界となってしまう。このような事例の場合、摩損部が割り出した数値を下回っている場合はまれですが100%ないとは言いきれません。このように未摩損部の実測数値が公称直径を上回っている場合の判断はどのようにすればよいでしょうか。	未摩損部の実測値と比較して下さい。

区別	質問 種別	質問	回答
昇降機	主索	主索の「素線切れの状況」の判定で、錆があります、この錆とは主索の摩耗粉の錆を含むのでしょうか。	「素線切れの状況」の錆は、素線自体の腐食等に伴う錆をいいます。摩耗粉が錆びた状態の判定は「摩耗粉の状況」で行ってください。
昇降機	主索	主索で、最も摩損した状態の写真を添えることになっておりますが、主索の「径」と「素線切れ及び錆」の最も摩損した主索がそれぞれ異なる場合、写真はどちらを添付させるのがいいのでしょうか。	判定結果が同じ場合は、検査資格者の判断において添える写真を決めてください。
昇降機	主索	素線切れがない場合、「破断面積の元の素線の断面積に対する比率」の「70%超」「70%以下」はどの様に取り消し線で抹消すれば良いか。	「70%超」「70%以下」両方を取り消し線で抹消してください。
昇降機	主索 (ラック、ピニオン)	ラック、ピニオンかみ合い方式の荷物用エレベーターでは、主索の代わりにラックギヤが使用されています。検査結果表に記入欄がなく、また、判断基準はメーカーサイドの基準でよろしいのでしょうか。検査結果表にはどのように記入すればよいのでしょうか。	大臣認定の装置と考えられるので製造者が示す検査の項目、事項、方法及びその判定基準で検査してください。また、検査結果表への記入は「上記以外の検査項目」欄に必要事項を記入してください。
昇降機	リニア	リニアモーター式において、主索の番号付けはどのように数えたらよいのでしょうか。 「カラム」とは、どの部分をいうのでしょうか。	かご側よりモーターを見て左から1・2・3・・・と数えるものとしませんが、これと違う方法で主索Noを記入した場合は、別記様式の特記事項に主索の配置と主索番号が分かるように記入してください。 カラムとは円筒形リニア誘導電動機の二次側にあたるものでつり合おもりを貫通して昇降路全長に伸びているものをいいます。 
昇降機	油圧エレベーター	講習テキストP240の表中の油圧エレベーターの「昇降路壁、躯体側」、巻胴式エレベーターの「出力軸側」とはどういう意味でしょうか。	昇降路壁とは、昇降路を囲う壁、躯体等をいいます。 躯体とは、昇降路の壁のことをいいます。 巻胴式の出力軸側とは、巻上げ機と綱車を繋ぐ軸をいいます。
昇降機	油圧式	油圧式エレベーターの検査結果表における記入欄「戸開き状態で作動する予圧装置」とありますが、どのような機構でどのように動作するものが対象となるのでしょうか。	戸開中に主電動機・ポンプの運転を開始(作動圧力を予め上げる)することにより、戸閉完了後に速やかにかごの走行を開始する為の装置(機能)のことを指します。
昇降機	耐震対策	講習テキストP42「既存不適格の判断基準」で機械室機器の耐震対策が「綱車ロープ外れ」対策のみに集約されています。訂正が必要ではないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。令第129条の8第1項(移動、転倒防止措置)を追加します。
昇降機	ドアインターロック	ドアインターロックスイッチについて、マイクロスイッチの不具合が原因ではない場合の不具合を放置した(改善措置が講じられていない)ことを理由に要是正が指摘されることはないかと理解してよろしいのでしょうか。	安全装置の検査事項で、外観から劣化損傷の度合いが判断できないものは不具合の発生状況と改善の状況を確認し、定期検査時に判定を行うものです。他の検査事項は、検査時の状態で判定を行ってください。 質問のマイクロスイッチの場合は、接点部・機構部品の一部が密封されており外観から劣化の状況が分からないため、不具合の発生と改善の状況から検査時に判定を行うものです。
昇降機	つり合おもり底部すき間	つり合おもり底部すき間において、前回検査から今回検査までに調整を実施した場合、明記しなければならないのでしょうか。	明記は必要ありませんが、調整の寸法などを加味して判定をしなければなりません。

区別	質問種別	質問	回答
昇降機	底部安全距離確保スイッチ	ビット深さ1.2m以下の場合に設ける装置として説明がありましたが、ビット深さが1.2m以上あれば、装置はあっても付加装置として定期検査項目から除外するのでしょうか。	平成12年建設省告示第1423号第1第一号イ(ビット深さに係る規定)に定めるただし書き以前の文章に適合している場合は検査項目から除外となりますが、平成12年建設省告示第1413号第1第四号ニ(駆動装置を昇降路底部に設ける場合の規定)の適用を受けるものは、検査が必要です。
昇降機	リミットスイッチ	動作位置に関し、判定基準が「ドアゾーンで作動しないこと」になっていますが、解説のページによると「ただし、リミットスイッチと同等の機能として ～ ドアゾーン内で停止しない場合は要是正としてください」とあります。これは、リミットスイッチまたは同等の機能を有する終端階行き過ぎを防止する装置、いずれが設置されている装置についてそれぞれの判定基準により検査を実施すると理解してよろしいか。	平成12年建設省告示1423号第2第5号のリミットスイッチとは、終端階を行き過ぎた場合に作動するものが一般的ですが、一部の製造者の昇降機において、そのリミットスイッチの代わりに同等の機能(その時点で同一方向へのエレベーターの運転を制御(減速停止))として終端階のドアゾーンに入る前にリミットスイッチを設け、終端階のドアゾーン内に停止させるものがあるため、それに該当するものは、ただし書きの判定基準によって判定をしてください。なお、終端階を行き過ぎた場合に作動するリミットスイッチを設けてある場合に、終端階付近で一定の速度を検出して作動させるスイッチ等を設けてある昇降機がありますが、そのスイッチ等はリミットスイッチの検査項目ではありません。
昇降機	機械室なしエレベーター	機械室なしエレベーター(直接油圧式)で、積載荷重200kg以下、かつ、床面積1.1㎡以下、かつ昇降行程10m以下のエレベーターは、ホームエレベーター(直接油圧式)に準じた対応でよろしいでしょうか。	ホームエレベーターは平成12年建設省告示第1413号第1第五号に規定される通り「住戸内のみを昇降するエレベーター」に制限されています。機械室なしエレベーター(直接油圧式)で住戸内以外で利用されるエレベーターは、油圧式に準じた対応が必要となります。よって油圧式の場合の検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、平成20年国土交通省告示283号第1第1号の三「油圧エレベーター」の別表により検査を行ってください。
昇降機	非常用エレベーター	非常用エレベーターの二次消防運転時の速度は、無負荷で上昇、下降のどちらで測定するのでしょうか。	一般的に非常用エレベーターに使用されるものは上昇、下降の速度の差がありませんのでどちらでも構いませんが、顕著な差がある場合は速度の遅い側を記入して下さい。
昇降機	乗場戸遮煙構造	乗場戸の遮煙構造について、昭和48年建設省告示第2563号には第1第一号にイ(2)がないので、判定基準を明示下さい。	平成20年国土交通省告示第283号の通りに行ってください。 ・気密材の状況(劣化、破損等があること。) ・取付けの状況(取付けが確実でないこと。) ・停電時の戸閉機能の状況(戸が閉まらないこと。) ・火災時の戸閉機能の状況(戸が閉まらないこと。) ・戸閉時間の状況(人の出入の後20秒以内に閉鎖しないこと。)
昇降機	エスカレーター	踏段相互のすき間は、ライザーとクリートがかみ合っていない部分のすき間と判断し、ライザーとクリートがかみ合っていればすき間はないと判断してよろしいでしょうか。また、すき間がライザーとクリートのかみ合い部(凸凹のすき間)を示していると解釈される場合、平成12年建設省告示第1417号の施行以前のものについては、既存不適格の扱いにしてもよろしいでしょうか。既存不適格と判断できる場合、該当物件は平成12年6月1日に確認された物件以前の物件との解釈でよろしいでしょうか。	「踏段相互のすき間は、ライザーとクリートのかみ合いを測定するのではなく、上部水平部において、踏段相互においてクリートの棧(デマケーション含む)同士のすき間を測定することで考えています。なお、踏段相互のすき間については平成12年建設省告示第1417号施行以前のものについて既存不適格が適用されます。」
昇降機	エスカレーター	エスカレーターにおいて、踏段相互のすき間の測定箇所は「上部水平部において最も大きい踏段相互」の記述がありますが、エスカレーターによっては踏段チェーンを最も伸ばしている箇所(踏段駆動ローラーがレールに接触しておらず、チェーンのみで踏段を保持している箇所)があるが、あえて水平部とした理由を教えてください。	「一般的に上部付近がチェーン張力が大きくなるとともに測定を容易にするため上部水平部としました。」
昇降機	エスカレーター	踏段鎖安全スイッチは施行日が平成12年6月1日となっていますが、1994年版昇降機技術基準の解説の令第129条の11第2項第一号に記載されており、既存不適格ではないと思われます。少なくとも施行日は平成12年6月1日ではありません。	踏段鎖安全スイッチはご指摘の通り、既存不適格の適用はありません。
昇降機	エスカレーター	エスカレーターの防火シャッターとの連動について、どのような理由で既存不適格を対象としていないのでしょうか。可動警告板はなくてもいいのでしょうか。	別表第9の検査項目、検査方法及び判定基準に記載されているように「連動停止が必要なものに限り」と記載されており、連動停止が不要な場合は検査不要になります。また、可動警告板は法的に規制されているものではありませんのでなくても要是正になりませんが、取り付けられている場合は検査を行ってください。
昇降機	エスカレーター	エスカレーターの保護板についてまた、現時点でこれらの基準に適合しないものについては、「要是正(既存不適格)」という判定でよいのでしょうか。	保護板については平成12年建設省告示第1417号第1第三号に規定されており、この告示が施行前(平成12年6月1日以前)に設置されたもので、この規定に適合しないものは要是正(既存不適格)となります。
昇降機	エスカレーター	検査項目「交差部可動警告板」について、円筒部がハンドレールを乗り越えないとありますが、どのような状態で乗り越えないことを確認すればよいのでしょうか。	吊下げられた状態で可動警告板をハンドレール側に引きハンドレールを乗り越えないことを確認してください。

区別	質問種別	質問	回答
昇降機	エスカレーター	検査項目「交差部固定保護板」や「交差部可動警告板」と類似の板が、ハンドレールよりも上方に離れた位置に設置されている場合があります。これらも検査の対象となるのでしょうか。	交差部固定保護板とは、平成12年建設省告示1417号第1第三号に規定するハンドレールの上端部と建築物の天井等の交差部に設置されている固定保護板を指しております。また、交差部可動警告板も同告示に規定された交差部固定保護板に近接して設置されたものを指しております。したがって、ハンドレールよりも上方に離れた設置された類似の板は当該項目に含みません。
昇降機	エスカレーター	検査項目「防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置」について、平成12年建設省告示第1424号二の解説では、「昇降口において床の開口部を覆う戸」ということですが、防火区画と関係のないシャッター（管理シャッター）も連動停止装置の適用範囲として扱うのでしょうか。また、「連動停止装置が必要なものに限る」とありますが、必要かどうかをどのように判断すればよいのでしょうか。	当該検査項目は、防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止ですが、昇降機検査資格者が建物の防火区画等の措置がどのように必要かを的確に判断することは、困難であることから、防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置が必要かどうかの判断は行わず、当該連動停止装置からエスカレーターへの配線有無、前回検査での判定有無、確認図書等で連動停止装置がある場合に検査を行ってください。
昇降機	エスカレーター	インレットスイッチ近傍にハンドレールを清掃するための装置などが付加されていて、運転が一方しか出来ないため、昇降起動スイッチの一方の運転確認と装置が付加されている側のインレットスイッチの動作確認ができませんが、検査を実施しなくとも宜しいのでしょうか。	所有者への確認や前回検査での結果を確認して、平常運転での運転できる方向を確認してください。その確認結果により検査が出来ない箇所の検査は不要（例えば、上昇運転の場合は、下降運転と下部インレットスイッチは検査不要）です。なお、検査結果表の特記事項欄に確認出来ない理由、可能な運転方向及び検査未実施箇所を明記ください。
昇降機	小荷物専用昇降機	ギヤボックスのウォームエンドにブレーキ円盤を取付け、円盤型のブレーキライニングで制動をかけるタイプの小荷物専用昇降機（ケーブルタイプ、積載量50kg以下）用の巻上機において、ブレーキそのものに左右がありません。東京都以外の行政庁では検査対象となっておりますが、検査結果表の記入方法はどのようにすればよいのでしょうか。	講習会テキストのP238のクラッチ式と同様に、別記様式の「左」「右」を抹消して右の寸法記入欄に記入してください。
昇降機	小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機の構造で、令第129条の13第一号「人又はものがかご又はつり合おもりに触れるおそれのない構造」、第二号「昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の難燃材料」の検査項目は不要でしょうか。	検査判定は「4各階出し入れ口(1)出し入れ口枠及び戸 劣化及び損傷の状況」で検査を行い判定をして下さい。
昇降機	その他	今回の法改正に関し、所有者・管理者説明する参考資料はないのでしょうか。	国土交通省のHPIにパンフレットが掲載されています。必要に応じてご活用下さい。 (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/teikihoukoku/punflet.pdf)
昇降機	その他	昇降機検査実施に伴う条件で、資格者であることは当然のことながら、昇降機の点検業務に携わっている者は、検査を行ってはいけないという情報もありますが、実際の規定ではどのようなになっていますか。	建築基準法令上、点検業務に携わっている者が定期検査を行ってはいけないという制限は設けられていません。
昇降機	その他	廃止・休止届けの「3.建築物の概要」及び「4.規模」とは、何を指していますか。	建物の階数(地上〇〇階・地下〇〇階)などをいいます。
遊戯施設	報告書	現在自社にて使用している年次点検報告書(各部重要部品測定値記入、部品交換内容、修理内容明記)、非破壊検査報告書(補修内容、部品交換内容明記写真添付)を遊戯施設の検査表の該当項目に添付し報告することは可能でしょうか。	ご質問にある報告書があるからといって、定期検査項目を省略することはできません。ただし、報告書を添付することは可能です。
遊戯施設	報告書	報告書の添付書類に関して、探傷試験の結果の様式は、保守会社で使用している様式そのまま、あるいは資格者にて作成しても構わないのでしょうか。	平成20年国土交通省告示においては様式について特段の定めはありません。
遊戯施設	検査結果表	「乗物を吊る部材の状況」について注意欄に検査で測定した直径を記入とありますが、「吊る」という表現は観覧車のゴンドラ等も含まれるのでしょうか。また、「海賊船・フライングカーペット」の振り子軸・回転軸も軸受けから外し、測定するのでしょうか。	観覧車のかご、海賊船の船体などを直接吊っているピン(軸)は6(2)客席部取付装置の回転軸、軸受部に該当します。観覧車、海賊船、フライングカーペットなどの中心軸は3(5)軸及び軸受装置に該当します。
遊戯施設	既存不適格	マッドマウスの乗降場及びウォーターシュートの水流により漂う部分において追突防止機能がないものがあります。走路(水路)全体としては不十分であるともれますが、現機能の動作が正常であれば指摘なしとすべきか教えてください。	平成12年建設省告示第1427号施行前に設置されていたものについては、「要是正」及び「既存不適格」となり、同告示施行後に設置されたものについては、「要是正」になります。
遊戯施設	構造部分	ベースプレートの厚みや構造部材の厚みは、ノギスでの板厚測定ができないためUT検査を行っていますがいかがでしょうか。	超音波厚さ計は厚み測定には有効な手段と言えます。計測器具はノギスに限定されていません。目的を満足する器具で測定してください。
遊戯施設	構造部分	講習において根巻きコンクリートの検査について、どのように考えればよいのでしょうか。	化粧根巻きについては対象外ですが、根巻きコンクリートは対象となります。

区別	質問種別	質問	回答
遊戯施設	構造部分	化粧用モルタルや高さ調整用モルタルはどこに区別されますか。(基礎か、基礎と構造物を定着される部分でしょうか。)	高さ調整用モルタルは基礎となります。柱の脚部の錆、腐食を防ぐためにかぶせたモルタルが化粧用モルタルです。
遊戯施設	構造部分	構造物の検査において、様々な部材がありますが、どの部材の検査結果を報告すればよいのでしょうか。	検査結果は最も状態の悪いものの検査結果を報告してください。
遊戯施設	構造部分	「設置時の荷重を超える荷重の有無」の検査事項の検査方法は、「設計図書との照合等により確認する」とありますが、実重量を測定及び加速度測定を行うということでしょうか。	当初設計図書に記載されて、かつ設計荷重として計算されていたものを確認し、現状との変化について検査してください。
遊戯施設	二重ナット	二重ナットでマーキングしたものは打検する必要はないと判断してよいでしょうか。	マーキングで確認できれば打検の必要はありません。
遊戯施設	探傷試験	「台車枠」の探傷試験について、コースターの場合・モノレールの場合・サイクルモノレール(足こぎタイプ)の場合、どの部分までを試験・調査するのでしょうか。「台車枠」には一般的に規格各型鋼材を使用するが、鋼材のどの部分の試験を行うのでしょうか。部材全体・接合溶接部分・加工部分等とありますが、探傷試験(超音波式・磁粉・浸透式)のすべての方法を用いて、すべての鋼材の試験を行うのでしょうか。また、「車両取付け枠」についてはいかがでしょうか。	基本的には溶接接合部を重点的に行い範囲を全体に広げます。部材についても探傷試験は異常が認められる箇所について行い、探傷試験の方法については、3つのうち最も適した方法で行うことと規定されています。
遊戯施設	探傷試験	走行台車枠及び車輪取付け枠の目視により異常が確認されない場合の探傷試験に関し、探傷する範囲をもう少し明確にしてください。	
遊戯施設	探傷試験	探傷試験のデータについて記録を報告書に添付するのが望ましいですが、どのような方法で添付すればよいのでしょうか。	探傷試験を行った結果の概要がわかる書類を添付して下さい。
遊戯施設	探傷試験	平成12年建設省告示第1419号別表第2、メリーゴーランド、ローター等において、コースターとは違う個別されていない乗物・客席部分の回転基台を回転する、駆動車輪・回転補助受け車輪等(金属車輪、硬質プラスチック車輪、ゴムノーバンク車輪、空気車輪、ウレタン・ナイロン系車輪)の車輪軸の探傷試験は行うのでしょうか。	今回探傷試験の対象とされているのは走行するものに限っています。
遊戯施設	探傷試験	第5章の「解説」は「しなければならない」要件でしょうか。「…望ましい」とある項目への対応はどのようにすればよいのでしょうか。	望ましいとされているのは、必ずしも強制するものではありませんが、そのような措置、方法をとることによって、より的確な検査を行うことができるものと考えます。
遊戯施設	探傷試験	検査方法に、分解検査等において実施した探傷試験とありますが、超音波試験でも分解は必要でしょうか。	超音波探傷で問題がなければ分解の必要はありません。ただし、摩耗量の測定もあるので、摩耗量の測定で分解しなければ測定できないものは分解が必要になります。
遊戯施設	探傷試験	観覧車の中心軸は車輪軸に含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	車輪軸には含まれません。3(5)軸及び軸受装置に該当します。
遊戯施設	探傷試験	車輪装置等の探傷試験について、3年に1回の探傷試験を行った場合、目視で軸等の異常がなければ(例えば平成20年4月以降の最初の定期報告書等)3年以内の記録結果を提出しなくてもいいのでしょうか。	異常が認められない場合にあって、3年に1回の探傷試験は必要となります。
遊戯施設	探傷試験	整備検査済日から使用開始日期間が数ヶ月間空いた場合は、使用開始日証明書等にて確認をし、使用開始日からの定められた期間内で使用することはできませんか。	最終的には各行政庁の判断になると思われます。
遊戯施設	探傷試験	講習テキストP291の「・探傷試験」について「資格を持ったものが行うことが望ましい。」は資格なしでもよろしいのでしょうか。	告示では資格の指定はありませんが、良否の判断が出来る者でないと探傷試験を行う意味がありません。
遊戯施設	探傷試験	探傷試験の1年、3年、5年の起算は前回の試験日でしょうか。	定期検査の実施日時点において、前回探傷試験を行った日が1年(又は3年、5年)以内であれば、試験結果は有効です。
遊戯施設	探傷試験	軸を新品に交換した場合、最初の1(又は3、5)年間は、探傷試験は不要でしょうか。	新品の場合、疲労破壊は考えにくいので基本的には次の試験日は対象年経過後(1年目は除外)に行ってください。
遊戯施設	探傷試験	探傷試験結果については、要是正、要重点点検項目となった場合のみ写真関係様式にて報告し、探傷試験結果の概要がわかる資料の添付は該当探傷試験全数を自社様式にて報告すればよいのでしょうか。	告示においては、添付する探傷試験結果の概要の様式に特段の定めはありません。

区別	質問種別	質問	回答
遊戯施設	探傷試験	二編成運転が可能な最高速度40km/h以上のコースターで、二編成ある車両を1年おき交互に使用する場合、車輪軸等の探傷検査・摩耗検査を1年おき(使用時直前)に実施してもよいでしょうか。	1年おきに使用する場合は1年おきで問題ありません。ただし、使用時に交互に使用している場合は両方必要となります。
遊戯施設	探傷試験	マッドマウス、ウォーターシュート等多くの車両を有する遊戯施設で、使用する車両を限定して該当車両のみ車輪軸等の探傷検査・摩耗試験を行って営業してもよろしいでしょうか。(例:10台使用可能な施設で、7台のみで営業を行う場合、使用する車両を1～7号車と限定し、残りを使用する必要があるとき、その直前に検査を実施する。もし、10台をランダムに使用する場合は10台すべてに検査を実施することとする。)	最終的には各行政の判断するところと思われます。
遊戯施設	車輪軸	「製造者が検査方法を指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合はすき間が0.2mmを超えていること、すべり軸受の場合には…直径1/200を超えていること」とありますが、測定器具はノギスだけでよいでしょうか。	マイクロメータ、ダイヤルゲージ等を使用して測定してもよいものと考えます。
遊戯施設	車輪軸	昨年の緊急点検において、ウォーターシュートは含まないとのことでした。JIS A1701が一本化される前にはウォーターシュートの車輪軸に探傷規定はありませんでしたが、JIS A1701(2006)では表記が曖昧で含まれるようにもとれ、一部分だけ軌条を走行するものも最高速度で判断されているということでしょうか。	一部分だけ軌条を走行するものであっても高架を走行すると見なし対象となります。
遊戯施設	車輪軸	「軸関係が複数ある場合は、最も摩耗の進行しているものを記入してください」とありますが、他に基準値を外れており交換するものが複数本あるものについての報告はどのようにすればよいでしょうか。	検査結果表には最も摩耗の進行しているもの(最も状態の悪いもの)の結果を記入してください。ただし、特定行政庁から検査結果表に記入しなかった測定結果を求められる可能性がありますので、検査結果表に記入しなかったものも含めて、測定結果すべてについて保存しておくことが重要です。
遊戯施設	車輪軸	車輪軸に振動を与える方法とは具体的にどのような方法でしょうか。	車輪をジャッキアップして浮かせ、揺すったり、軽い衝撃を与えたりすることです。
遊戯施設	車輪軸	車輪軸と軸受けの隙間を隙間ゲージでは測定不能ですが、軸と軸受けと別々に測定すればよいのでしょうか。	別々に測定して構いません。
遊戯施設	巻上装置のチェーン軸	巻上装置のチェーンの軸、リンク孔等の摩耗状況で、目視確認の状況によって2リンク以上を抜き取るとありますが、半年ごとに報告する場合、目視で問題なければ検査結果表に測定値を記入しなくてよいのでしょうか。	半年ごとであっても、測定値の記入は必要です。
遊戯施設	巻上装置のチェーン軸	巻上装置のチェーンの軸に関して、2リンク以上抜き取りとありますが、測定する軸の数は1又は2のどちらでしょうか。	2リンク以上抜き取ることになるため、測定する軸は3本以上となります。
遊戯施設	電動機等	電動機、制動機、減速機、駆動用歯車装置は分解せず可能な点検を行えばよいのでしょうか。	基本的に大掛かりな分解は定期検査では要求していません。分解が困難なものは維持保全作業のときに確認したもので構いません。
遊戯施設	巻上装置、駆動装置	巻上装置、駆動装置と伝動装置について具体的に明示して下さい。	駆動装置は電動機、制動機、減速機、軸継手まで、伝動装置はスプロケット、プーリー、チェーン、ベルト。巻上装置はチェーン、スプロケット、ワイヤ、ベルト、プーリーなどです。
遊戯施設	電動機・制動機	電動機及び制動機について、市販の電磁ブレーキ(無励磁作動式)を水平回転用に使用していますが、分解しない限り制動片の残存厚み等を調べることができません。検査結果表の「制動片の残存厚み」の項目の取扱いを教えてください。	電動機及び制動機の制動片の残存厚みの検査方法について、製造者が残存厚みを測定することに変えて、ギャップ、作動状況、異常音等により確認する方法を指定している場合は、それに従って検査を行うことになります。
遊戯施設	減速機	「異常な歯の遊び(バックラッシュ)などにより」とありますが、バックラッシュが異常な範囲であるのか否かについての判断基準を示していただきたい。	告示の判断基準では入力軸と出力軸の間に過度の余裕がある場合が要正となります。この判断をする際に参考となる事象として、起動時、停止(減速)時に異常音がします。入力と出力の力がたつきが大きいなどで判断してください。
遊戯施設	巻上用チェーンの伸び	巻上用チェーンの伸びの測定について、ノギス等の等は測定可能を0.1mmと考えてよいのでしょうか。巻尺は不可ということですか。	巻尺を使用してもかまいませんが、その場合はリンク数を増やして、1m以上の測定で使用するようになります。また、その場合測定端部の計り方に留意してください。

区別	質問 種別	質問	回答
遊戯 施設	残存 厚み	判定基準において、構造物の場合、残存厚さが元厚の90%未満、軌条については20%～10%の摩耗量が基準となっていますが、本来これらの数値は設計上の安全率を考慮して定められる数値と思われます。その設定根拠を教えてください。	JIS A1701から変更になっていません。形鋼軌条は殆どが鉄製車輪で比較的厚肉の部材が使用されているため、20%となっています。構造物の場合は「耐震改修促進法のための既存鉄骨建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説(1996)」に基づいています。
遊戯 施設	軌間 寸法	軌間寸法の中で、製造者が検査方法を指定しない場合には、 $0 \sim +15\text{mm}$ となっているが、 $0 \sim \pm 15\text{mm}$ としないとおかしいのではありませんか。	軌間寸法が(－)の場合、車輪間寸法より狭くなってしまい、車輪が軌条に乗り上げる可能性があります。従ってマイナスは不可(要是正)となります。
遊戯 施設	速度、 電動機 出力	従来測定していた「速度」、「原動機出力」等は、今後不要と考えてよいのでしょうか。	報告事項ではありませんが、モーターの電流値は維持保全上必要な事項なので測定しておくことをお勧めします。
遊戯 施設	非常止 め装置	非常止め装置の考え方が変更になった経緯を教えてください。	JIS A1701からは変更になっていません。
遊戯 施設	装飾物	装飾物はメリーゴーランドのみが対象となると考えてよいのでしょうか。	メリーゴーランドだけでなく、全ての遊戯施設に取付けられた装飾物が対象となります。